

松江市行財政改革推進委員会設置要綱

（設置）

第1条 社会経済情勢の変化に的確に対応できる柔軟かつ弾力的な行財政運営システムを構築し、市民サービスの向上を図るため、松江市行財政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（構成）

第2条 委員会は、市長が委嘱する委員をもって構成する。

2 委員は、15名以内とする。

（任期）

第3条 委員の任期は、概ね2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（役員）

第4条 委員会に、会長及び副会長を置く。

（役員の選出方法）

第5条 会長及び副会長は、委員の互選とする。

（役員の職務）

第6条 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議の開催等）

第7条 委員会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 委員会は、松江市における行財政改革の推進について必要な提言を行う。

（庶務）

第8条 委員会の庶務は、総務部行政改革推進課において処理する。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成17年7月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 10 月 15 日から施行する。